

佐久広域連合告示第1号

令和4年佐久広域連合議会第1回定例会を次のとおり招集する。

令和4年3月17日

佐久広域連合

広域連合長 柳 田 清 二

1 期 日 令和4年3月30日（水）午後1時30分

2 場 所 佐久広域連合議場（講堂）

○応招・不応招議員

応招議員（22名）

1番	清 水 喜久男	2番	田 邊 久 夫
3番	土 屋 利 江	4番	柳 澤 潔
5番	吉 川 友 子	6番	市 川 稔 宣
7番	神 津 正	8番	内 藤 祐 子
9番	三 石 義 文	10番	有 坂 辰 六
11番	渡 邊 光	12番	菊 池 今朝造
13番	中 田 征 洋	14番	高見澤 一 好
15番	石 井 正 行	16番	出 浦 修 身
17番	土 屋 好 生	18番	遠 山 隆 雄
19番	五 味 高 明	20番	荻 原 謙 一
21番	田 中 三 江	22番	今 井 英 昭

不応招議員（なし）

令和4年佐久広域連合議会第1回定例会

令和4年3月30日（水曜日）

議事日程（第1号）

開会宣告

諸般の報告

新副広域連合長の紹介

第 1 会議録署名議員指名

第 2 会期決定

第 3 議案上程、連合長招集あいさつ、議案総括説明

議案第1号 佐久広域連合公平委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第2号 令和3年度佐久広域連合一般会計補正予算（第4号）について

議案第3号 令和3年度佐久広域消防特別会計補正予算（第4号）について

議案第4号 令和3年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）について

議案第5号 令和3年度佐久広域救護施設特別会計補正予算（第3号）について

議案第6号 令和4年度佐久広域連合一般会計予算について

議案第7号 令和4年度佐久広域消防特別会計予算について

議案第8号 令和4年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計予算について

議案第9号 令和4年度佐久広域救護施設特別会計予算について

第 4 一般質問

第 5 議案質疑・討論・採決

第 6 議案委員会付託

（休憩）

第 7 付託議案の委員長報告、質疑・討論・採決

第 8 決議書案上程・説明、質疑・討論・採決

決議案第1号 佐久広域連合気候非常事態宣言を行うことに関する決議について

第 9 決議案第2号 ロシアによるウクライナ侵攻を非難する決議について

第10 閉会宣告

出席議員（22名）

1番	清 水 喜久男	2番	田 邊 久 夫
3番	土 屋 利 江	4番	柳 澤 潔
5番	吉 川 友 子	6番	市 川 稔 宣
7番	神 津 正	8番	内 藤 祐 子
9番	三 石 義 文	10番	有 坂 辰 六
11番	渡 邊 光	12番	菊 池 今朝造
13番	中 田 征 洋	14番	高見澤 一 好
15番	石 井 正 行	16番	出 浦 修 身
17番	土 屋 好 生	18番	遠 山 隆 雄
19番	五 味 高 明	20番	荻 原 謙 一
21番	田 中 三 江	22番	今 井 英 昭

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

広域連合長 (佐久市長)	柳田清二	代 表 副広域連合長 (小諸市長)	小泉俊博
代 表 副広域連合長 (南牧村長)	大村公之助	代 表 副広域連合長 (軽井沢町長)	藤巻進
副広域連合長 (小海町長)	黒澤弘	副広域連合長 (川上村長)	由井明彦
副広域連合長 (南相木村長)	中島則保	副広域連合長 (北相木村長)	井出利秋
副広域連合長 (佐久穂町長)	佐々木勝	副広域連合長 (御代田町長)	小園拓志
副広域連合長 (立科町長)	両角正芳	監査委員	柳澤治
会計管理者	比田井毅	事務局長	小林聖
消 防 長	黒岩亨	消 防 次 長	小林透
総 務 課 長	春山也寸志	通信指令課長	細谷徹
指 揮 課 長	土屋勉	福 祉 課 長	菊原秀浩
成年後見支援センター・ 障害者相談支援センター所長	塩川さゆり	清和寮寮長	木次洋史
豊昇園所長	相澤昇		

議会事務局

事務局次長 塩川秀治 庶務係長 井上祐二

◎開会宣告

(午後 1時30分)

○議長(柳澤 潔) それでは、ただいまから令和4年佐久広域連合議会第1回定例会を開会いたします。

現在までの出席議員は22名であります。定足数を超過しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

例月出納検査結果報告書並びに定期監査講評に対する対応調書が提出され、お手元に配付してありますので、ご覧願います。

本会議傍聴のため、申込みがございますので、これを許可してあります。

また、報道機関及び広報取材のため、申込みがあり、これを許可してありますので、ご承知願います。

◎諸般の報告

○議長(柳澤 潔) 諸般の報告を行います。

お諮りいたします。

本件につきましては、印刷してお手元にご配付いたしてありますので、ご覧願うことにして、朗読は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(柳澤 潔) ご異議なしと認めます。

よって、朗読は省略いたします。

◎新副広域連合長の紹介

○議長(柳澤 潔) 次に、新副広域連合長を紹介いたします。

連合長から発言を求められておりますので、これを許します。

柳田連合長。

〔広域連合長 柳田清二登壇〕

○連合長(柳田清二) 新副広域連合長のご紹介を申し上げます。

去る2月27日に執行されました、小海町町長選挙におきまして、2期目の当選を見事果たされました、黒澤 弘さんであります。

ご紹介を申し上げますとともに、心よりお祝いを申し上げます次第でございます。おめでとうございます。

○議長(柳澤 潔) 続いて、新副広域連合長からご挨拶をお願いいたします。

黒澤 弘小海町長、ご登壇願います。

[小海町長 黒澤 弘登壇]

○副連合長（黒澤 弘） ただいまご紹介賜りました、小海町長の黒澤 弘でございます。

去る2月の町長選挙におきまして、当選という栄をいただきました。その地位に浴するとともに、佐久広域連合の副連合長として、広域連合長を支える役目もいただきました。遂行していきたいと思っております。

また、本日ここにご参集いただきました皆様には、大変心からのご支援とご協力、そして熱い声援をいただきまして、当選という形をつくりましたことを心より感謝申し上げます。

このこの広域連合、大変必要なものだと思っております。私も皆様と一緒に汗を流し、働きたいというふうに決心しております。

何とぞ、今後ともよろしく申し上げ、就任の挨拶とさせていただきます。

大変お世話になりました。ありがとうございました。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（柳澤 潔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、2番、田邊久夫議員、5番、吉川友子議員の2名を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（柳澤 潔） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、3月17日に議会運営委員会が開かれ、ご協議願っておりますので、その結果を委員長からご報告願います。

議会運営委員会、三石委員長。

[議会運営委員会 三石義文登壇]

○9番（三石義文） 議会運営委員会の委員長の三石義文です。議会運営委員会の報告をいたします。

去る3月17日、佐久広域連合議会第1回定例会の会期及び日程等について、議会運営委員会を開催し、協議をいたしましたので、その結果をご報告したいと思っております。

本定例会に提出されます議案は、条例案1件、予算案8件の計9件であります。一般質問の通告者は内藤議員1名です。また、議事日程はお手元に配付いたしましたとおりであります。

会期につきましては、本日1日間といたしますので、よろしく願いいたします。

なお、一般質問の時間等におきましては、議会先例により60分となっておりますが、今回に限り40分と設定いたしました。

以上、議会運営委員会の会議結果につきまして、ご報告申し上げます。

○議長（柳澤 潔） お諮りいたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員長報告のとおり、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

◎日程第3 議案の上程

○議長（柳澤 潔） 日程第3、議案の上程をいたします。

連合長から条例案1件、予算案8件の計9件が提出されております。

議案第1号から議案第9号までの9件を一括上程いたします。

次に、連合長から招集挨拶、並びに議案の総括説明を求めます。

柳田連合長。

〔広域連合長 柳田清二登壇〕

○連合長（柳田清二） 招集のご挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和4年佐久広域連合議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご参集いただき、定刻に議会が開会できましたこと、厚く御礼を申し上げます。

議案の総括説明を申し上げます前に、佐久広域連合を取り巻く最近の情勢等について、5点申し上げます。

1点目といたしまして、ロシアのウクライナ侵攻に対する佐久広域連合の取組についてであります。

本年2月24日、ロシアがウクライナへの武力攻撃による侵攻を開始したことによりまして、ウクライナ国民の多くの人命やインフラ施設が失われるなど、大きな犠牲が生じていると報じられました。

佐久広域連合といたしましては、ロシア軍による攻撃や、ウクライナの主権と領土の一体性を侵害する行為に抗議し、即時かつ平和的に解決することを強く求めるため、関係11市町村長の署名による共同声明を、3月2日に行いました。

また、このことに併せまして、各市町村でウクライナ国旗を掲揚していただくことにご賛同いただき、国旗の手配ができました3月8日から1週間程度の掲揚をお願いいたしました。市町村によっては、現在も継続して掲揚していただいているとお聞きしています。

ウクライナへの侵攻から既に1か月以上が経過し、住宅や病院、学校などの民間施設への無差別攻撃が続く、市民の犠牲者は拡大しております。国内外への避難者は、人口の2割以上に当たる1,000万人を超えるとも報道されております。

一刻も早い停戦と、平和的な解決が図られ、一日でも早くウクライナ国民の皆様が安全で安心な生活が取り戻せることを願うものであります。

2点目といたしまして、佐久広域連合職員の新型コロナウイルスの感染状況や、勤務体制、ワクチンの3回目接種の状況を申し上げます。

佐久広域連合職員が新型コロナウイルスに感染した場合には、ホームページや報道機関を通じてお知らせしているところがございますので、ご承知されていると存じますが、これまでに福祉施設職員を含めた事務局職員2名と、消防職員4名の陽性が判明しております。

いずれも職場内での濃厚接触者はおりませんでしたので、職場内で感染が広がることはありませんでした。また、施設利用者や不特定住民への感染もございませんでした。現在は全員が職場復帰を果たしております。

長野県内におきましては、本年1月27日からまん延防止等重点措置が適用されましたが、もとより福祉施設や消防関係では、感染対策を徹底しているところがございます。

消防では、まん延防止等重点措置の適用以降は、業務に支障をきたさない程度の必要最小限の人数でシフトを組んだ勤務体制を取っており、事務局においても休日出勤や時差出勤を利用して、職員間の接触を極力避けながら、業務継続を視野に入れつつ、対応してまいりました。

なお、職員の3回目ワクチン接種の状況でございますが、福祉施設職員と消防職員につきましては、福祉施設入所者を含めて、接種希望者には既に全員が終了しております。その他の事務局職員におきましても、居住する市町村から接種券が届き次第、順次接種を行っている状況でございます。

3点目といたしまして、長野県ペストコントロール協会との「災害時及び感染症発生時における疫病業務に関する協定」の締結について申し上げます。

まず経過でございますが、近年、地球温暖化の進行に伴います局地的な集中豪雨などの異常気象が頻発しており、佐久地域でも令和元年東日本台風によりまして、大きな被害に見舞われ、さらに新型コロナウイルスという脅威が加わる中、長野県ペストコントロール協会から、本協定に関するご提案をいただきました。

これを受けまして、佐久地域11市町村と協議いたしまして、先月の25日に、佐久広域連合、佐久地域11市町村、長野県ペストコントロール協会と、本協定を締結いたしました。

本協定の内容でございますが、佐久地域に大規模な地震、風水害、その他の災害、または広範囲にわたる感染症が発生した場合、消毒等の防疫活動の実施について、各市町村から協会に対し協力要請ができます。

協定締結によるメリットといたしましては、有事の際に事前の依頼先が決まっているため、迅速な対応が可能なこと、1社ではなく、協会員である複数社の対応が可能となります。長野県ペストコントロール協会だけで対応できない場合は、他県からの応援も可能なこと、協会員は技術水準が一定ということが挙げられることから、佐久地域全体がさらに災害に強い地域となっていることが

期待できます。

4 点目といたしまして、県立小諸養護学校の環境改善の取組、現状について申し上げます。

昨年 9 月に、文部科学省より特別支援学校設置基準が公布された中、11 月 12 日に小諸養護学校の児童生徒数の増加による教室不足などの課題把握のため、小諸養護学校協力のもと、組織市町村の理事者の皆様や、担当課長及び職員の皆様と見学会を実施いたしましたことは、前回の第 4 回定例会の招集挨拶の中でも報告をさせていただいたところです。

こうした中、本年 1 月 14 日に開会されました、長野県議会臨時会におきまして、特別支援学校を含む補正予算案が可決されました。このうち、小諸養護学校関係で申し上げますと、特別支援学校増設費用といたしまして、普通教室 8 教室、特別教室 1 教室、トイレの増設のための設計業務に係る予算のほか、特別支援学校スクールバス緊急整備事業として、スクールバス 1 台の更新及び南佐久方面の児童生徒送迎バスの増車、ICT 環境整備事業として、電子黒板、指導者用端末の購入などが予算化されております。

このことによりまして、教室不足の解消が図られるとともに、遠距離通学への保護者負担の軽減が見込まれるなど、佐久地域にとりましては大きな前進であると感じているところでございます。

5 点目といたしまして、長野県消防防災航空隊殉職者 5 周年追悼式につきまして、ご報告申し上げます。

平成 29 年 3 月 5 日に発生いたしました、長野県消防防災ヘリコプター「アルプス」の事故から、5 年が経過いたしました。このことを受け、令和 4 年 3 月 5 日の土曜日、午後 1 時 30 分から、松本市にあります松本平広域公園ターミナルゾーン広場慰霊碑前におきまして、消防防災航空隊殉職者 5 周年追悼式が執り行われました。

当日の式典には、遺族であります大工原家並びに県知事、県議会議長等が出席をされ、私も佐久広域連合を代表し出席し、献花をしましてまいりましたことをご報告申し上げます。

以上、佐久広域連合を取り巻く最近の情勢等について、5 点申し上げます。

引き続き、議案の総括説明を申し上げます。

本日、定例会に提案いたしました議案は、条例案 1 件、予算案 8 件、合わせて 9 件であります。

初めに、条例案についてご説明を申し上げます。

議案第 1 号 佐久広域連合公平委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これでございますが、国の押印見直しに係る取組の推進に伴いまして、条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

続きまして、予算案についてご説明申し上げます。

最初に、補正予算案でございますが、議案第 2 号 令和 3 年度佐久広域連合一般会計補正予算（第 4 号）については、歳入歳出それぞれ 2 億 7,958 万 6,000 円を減額し、総額 7 億 6,487 万 5,000 円としようとするものであります。

議案第3号 令和3年度佐久広域消防特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出それぞれ4,913万8,000円を減額し、総額を23億1,014万4,000円としようとするものであります。

議案第4号 令和3年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれに603万4,000円を減額し、総額を5億5,358万7,000円としようとするものでございます。

議案第5号 令和3年度佐久広域救護施設特別会計補正予算（第3号）については、歳入歳出それぞれ612万円を減額し、総額を2億2,125万1,000円としようとするものであります。

各会計とも、事業費確定見込に合わせて歳入歳出予算の調整を行うもので、全体合計で3億4,087万8,000円の減額補正をお願いいたします。総額を38億4,985万7,000円としようとするものであります。

次に、令和4年度当初予算案でございますが、議案第6号 令和4年度佐久広域連合一般会計予算についてから、議案第9号 令和4年度佐久広域救護施設特別会計予算についての4会計は総額を37億7,900万円としようとするものです。

以上、議案の概要について申し上げましたが、詳細につきましては事務局長、消防長より説明いたしますので、よろしく御審議をお願い申し上げ、総括説明とさせていただきます。

◎議案第1号、議案第2号の説明

○議長（柳澤 潔） 次に、議案第1号及び議案第2号の説明を求めます。

小林事務局長。

〔事務局長 小林 聖登壇〕

○事務局長（小林 聖） 議案第1号及び議案第2号について、順次ご説明を申し上げます。

初めに、議案第1号 佐久広域連合公平委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案つづり3～5ページを御覧ください。

本案は国の押印見直しに係る取組の推進に伴い、所要の改正を行うものでございます。

宣誓書様式中の氏名及び印となっている部分の印を削除いたしまして、氏名に改めようとするものであります。

なお、本条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

続きまして、議案第2号 令和3年度佐久広域連合一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

議案つづり6ページ及びそれ以降の補正予算書1ページをご覧いただきたいと思っております。

本案は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2億7,958万6,000円を減額し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億6,487万5,000円にしようとするものでございます。

次に、2ページの第1表、歳入歳出予算補正をお願いいたします。

上段の歳入、下段の歳出、いずれも事業費の確定または確定見込に伴い、減額補正をお願いするものでございます。

以上、議案第1号及び議案第2号についてご説明を申し上げました。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

◎議案第3号の説明

○議長（柳澤 潔） 次に、議案第3号の説明を求めます。

黒岩消防長。

〔消防長 黒岩 亨登壇〕

○消防長（黒岩 亨） 議案第3号 令和3年度佐久広域消防特別会計補正予算（第4号）につきまして、ご説明申し上げます。

議案つづり7ページ及びそれ以降の補正予算書をご覧いただきたいと存じます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

本補正予算は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4,913万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ23億1,014万4,000円にしようとするものでございます。

次に、事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入の補正でございますが、1款、分担金及び負担金は、歳出予算の減額に伴う市町村分担金の減額でございます。

4款、財産収入では、公有財産売払に伴う増額を、5款、繰入金及び8款、国庫支出金では、該当する事業費確定に伴う減額をそれぞれお願いするものでございます。

歳出の補正でございますが、1款、消防本部費では、1,260万4,000円の減額補正を、2款、消防署費では、3,653万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。

小諸消防署費から御代田消防署費までの各署の補正額は、9ページ以降に記載のとおりでございます。いずれも、事業費確定及び確定見込によるものになります。

以上、議案第3号 令和3年度佐久広域消防特別会計補正予算（第4号）につきまして、ご説明を申し上げます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

◎議案第4号から議案第6号までの説明

○議長（柳澤 潔） 次に、議案第4号から議案第6号までの説明を求めます。

小林事務局長。

[事務局長 小林 聖登壇]

○事務局長（小林 聖） 議案第4号から議案第6号までの3議案につきまして、順次ご説明を申し上げます。

初めに、議案第4号 令和3年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

議案つづり8ページ及びそれ以降の補正予算書をご覧いただきたいと思います。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ603万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ5億5,358万7,000円にしようとするものでございます。

次に、2ページをお願いいたします。

歳入につきましては、1款、サービス収入の確定見込による減額と、それに伴う4款、財政調整基金繰入金の増額が主な内容でございます。

また、歳出につきましても、サービス事業費の確定または確定見込による減額をお願いするものでございます。

続きまして、議案第5号 令和3年度佐久広域救護施設特別会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明申し上げます。

議案つづり9ページ、それ以降の補正予算書をご覧いただきたいと存じます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ612万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億2,125万1,000円にしようとするものでございます。

次に、2ページをお願いいたします。

歳入及び歳出とも、事業費の確定または確定見込による減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、議案第6号 令和4年度佐久広域連合一般会計予算につきまして、ご説明を申し上げます。

議案つづりでは、13ページの後ろにございます、令和4年度一般会計特別会計予算書をご覧いただきたいと存じます。

予算書の4ページをお願いいたします。

本案は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ7億2,400万円と定めようとするものでございます。

次に、予算書の5ページをお願いいたします。

歳入の主な内容でございますが、1款、分担金及び負担金は、市町村分担金で6億2,249万1,000円を計上いたしました。

2款、使用料及び手数料は、火葬場使用料などで、2,550万円を計上いたしました。

3款、財産収入は、土地貸付収入などで、376万7,000円を計上いたしました。

次に、予算書の6ページをお願いいたします。

歳出の主な内容でございますが、1款、議会費は、議会運営費で269万7,000円を計上いたしました。

2款、総務費は、事務局職員等の給与費のほか、事務局の事業に係る経費で1億7,313万1,000円を計上いたしました。

3款、民生費は、職員等の給与費のほか、介護認定審査会や成年後見支援センター及び障害者相談支援センターの運営等に係る費用といたしまして1億7,297万2,000円を計上いたしました。

4款、衛生費は、職員等の給与費のほか、火葬場運営費、地域医療運営のための補助金、畜産農家支援補助金などで3億7,173万7,000円を計上いたしました。

5款、教育費は、視聴覚ライブラリーの運営に関する事業費で296万3,000円を計上いたしました。

以上、議案第4号から議案第6号まで一括してご説明を申し上げます。ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

◎議案第7号の説明

○議長（柳澤 潔） 次に、議案第7号の説明を求めます。

黒岩消防長。

〔消防長 黒岩 亨登壇〕

○消防長（黒岩 亨） 議案第7号 令和4年度佐久広域消防特別会計予算につきまして、ご説明を申し上げます。

議案つづりにございます、令和4年度一般会計特別会計予算書をご覧いただきたいと存じます。

予算書の46ページをお願いします。

本案は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ22億5,400万円と定めるものでございます。

次に、47ページをお願いいたします。

歳入の主な内容につきましては、1款、分担金及び負担金では、市町村分担金で22億4,723万9,000円を計上いたしました。

2款、使用料及び手数料では、消防手数料で223万2,000円を計上いたしました。

3款、県支出金では、消防費委託金で37万5,000円を計上いたしました。

4款、財産収入では、公有財産売払収入で4,000円を計上いたしました。

6款、繰越金では、前年度繰越金で300万円を計上いたしました。

7款、諸収入では、雑入で115万円を計上いたしました。

次に、48ページをお願いいたします。

歳出の主な内容につきましては、1款、消防本部費は、本部職員の給与費のほか、本部事業に係る経費で5億3,552万5,000円を計上いたしました。主要な事業では、消防指令センター整備基金積立金や、職員が火災現場での活動時等で装備をする防火衣の更新整備に伴う購入予算を計上いたしました。

2款、消防署費では、7消防署職員の給与費ほか、各消防署の事業に係る経費で17億1,415万円を計上いたしました。各消防署の計上額は、ご覧のとおりでございます。

主な事業といたしましては、車両更新計画に基づきます車両整備事業としまして、北部消防署及び御代田消防署に高規格救急車の購入予算を計上いたしました。

3款、公債費では、連合債償還で132万5,000円を計上いたしました。

4款、予備費として300万円を計上いたしました。

以上、議案第7号 令和4年度佐久広域消防特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

◎議案第8号、議案第9号の説明

○議長（柳澤 潔） 次に、議案第8号から議案第9号までの説明を求めます。

小林事務局長。

〔事務局長 小林 聖登壇〕

○事務局長（小林 聖） 議案第8号及び議案第9号につきまして、順次ご説明を申し上げます。

初めに、議案第8号 令和4年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

議案つづりにあります、令和4年度一般会計特別会計予算書の100ページをお願いいたします。

本案は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ5億7,100万円と定めようとするものでございます。

次に、101ページの第1表、歳入歳出予算をお願いいたします。

歳入の主な内容につきましては、1款、サービス収入は施設介護サービス費収入等で4億1,805万円を計上いたしました。

4款、繰入金は、社会福祉施設財政調整基金からの繰入金で1億4,829万1,000円を計上いたしました。

5款、繰越金は、前年度繰越金として200万円を計上いたしました。

6款、諸収入は、雑入など265万5,000円の計上でございます。

続きまして、102ページをお願いいたします。

歳出につきましては、1款、民生費は、豊昇園及び塩名田苑の施設運営に係る事業費として5億6,900万円を計上いたしました。

2款は予備費で、200万円の計上でございます。

続きまして、議案第9号 令和4年度佐久広域救護施設特別会計予算につきまして、ご説明を申し上げます。

予算書の132ページをお願いいたします。本案は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億3,000万円と定めようとするものでございます。

続きまして、133ページ、第1項、歳入歳出予算をお願いいたします。

歳入の主な内容につきましては、1款、分担金及び負担金は、県市負担金等で2億920万円を計上いたしました。

2款、県支出金は、県補助金として10万3,000円を計上いたしました。

5款、繰入金は、救護施設財政調整基金からの繰入金で1,919万5,000円を計上いたしました。

6款、繰越金は、前年度繰越金として100万円の計上でございます。

次に、134ページをお願いいたします。

歳出の主な内容につきましては、1款、民生費は、救護施設運営に係る事業費等で2億2,900万円を計上いたしました。

2款は予備費で100万円の計上でございます。

以上、議案第8号及び議案第9号についてご説明を申し上げます。ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（柳澤 潔） これをもって、全議案に対する説明は終結いたしました。

◎日程第4 一般質問

○議長（柳澤 潔） 日程第4、一般質問を行います。

一般質問の通告者は8番、内藤祐子議員、1名であります。

なお、質問は時間制限の中で行っておりますので、質問者も答弁者も、要旨を要約し、円滑な議事進行についてご協力願います。

内藤祐子議員の質問を許します。

8番、内藤議員。

〔8番 内藤祐子登壇〕

○8番（内藤祐子） 皆さん、こんにちは。8番、内藤祐子です。

連日のロシアによるウクライナ侵攻のテレビの映像には、本当に胸がつぶれる思いがしています。

一日も早い平和的な解決、戦争の終結を願いながら、今回の質問に入りたいと思います。

今回の質問、以下2点についてお伺いしていきます。

まず最初に1として、佐久広域連合消防本部の業務についてお伺いします。

この間、異常気象による未曾有の災害が次々と発生したり、また世界規模の新型コロナウイルス感染症が変異を繰り返しながら、まさかの3年目となるなど、全く想像だにできなかった今日の状況があります。

災害、救急対応と、まさに消防の役割はさらに重要度を増している状況で、消防職員の皆さんには、心から敬意を表したいと思います。

全国的にはコロナ感染の急拡大により、救急搬送困難事例や、医療崩壊等の悲惨な報道に危機感を募らせた人も多いのではないのでしょうか。

人口集中の都市部と地方とでは、かなり状況も異なるとは承知しています。実際、佐久圏域ではどんな状況なのか、消防職員の労働実態はどうか、以下確認していきたいと思います。

(1) 消防職員の状況について伺います。アとして、時間外勤務の状況はどうか、近年の推移についてお伺いします。イとして、予算書の中にも職員研修費として、救急救命研修所入所旅費、消防学校等入校負担金、気管挿管病院研修負担金などが計上されていました。専門性の向上のための保障は重要と考えます。研修や資格取得のための保障は十分なされているのか、お伺いしたいと思います。ウとして、職員数の現状と充足率について伺います。

次に、(2)として、危険を伴う仕事である消防職員の安全に関して伺います。12月議会で防火服についての報告がありました。生活様式の変化や、火災の状況も変化する中、求められる防火服の機能ももちろん変化していくものであり、基準となるガイドラインも更新されていくものと認識しています。現在、佐久広域消防で利用している防火服で、古いものは19年経過しているとのこと。ガイドラインは平成29年に改定され、それ以前の防火服は適合していないと聞き、正直驚きました。

そこで、佐久広域消防としての防火服の更新計画が示されたと記憶していますが、疑問も含め、以下質問していきます。アとして、国のガイドラインとはどういうものであり、どう受け止めているのか。イとして、防火服更新の考え方について、以上を伺います。

次に、大項目2として、小諸養護学校の整備について伺います。

正直なところ、佐久広域連合議会の質問としてどこまでできるのか、私自身もいろいろ模索してきました。この圏域の大きな課題として、12月議会で連合長挨拶で触れていたこともあり、今回の質問で取り上げていきたいと思いました。

保護者や教職員の積年の課題であり要求である、小諸養護学校の整備について、どんな対応ができるのか知りたいと思います。懸案であった特別支援学校設置基準が、2021年9月24日、制定されました。設置基準は特別支援学校だけが未制定の状態でした。10年以上にわたる保護者、

教職員、市民らの要求が、やっと実現したものです。

設置基準とは、学校の編制、施設、面積等を定めた最低の基準です。小諸養護学校は平成元年、保護者や当時の手をつなぐ親の会等の切実な願い、要求で設置された養護学校です。

それ以前は、遠く上田養護学校まで通っていました。小諸養護学校の学区は、小諸市から川上村、南牧村まで、佐久広域連合の範囲となります。少子化の傾向の中でも、対象児童は着実に増加し、平成9年以降、次々と6教室ものプレハブ教室の増設で対応されてきました。スクールバスも少しずつ増えてはきましたが、全学区までは対応できないでいました。

長年、小諸養護学校PTAとしても、プレハブ教室の改善やスクールバス増車等を要求してきましたが、県内どこも同じ課題を抱えていること、小諸養護学校校舎はそう古いほうではないということで、実現に至っていませんでした。今回の県教委の対応は実に画期的なことだと思います。

そこで(1)として、佐久広域連合としての位置づけについて伺います。

アとして、小諸養護学校についてのこれまでの取組と今後の見通しについて。イとして、奇跡とも言える県の整備方針が今回示された要因を、どのように分析されているのか。ウとして、例えば学区の広さや需要の増加、障害の重度化、専攻科の要求等と、これからも多様化していくと思われる今後の課題と、広域連合の関わり方について、以上について伺います。ここからは以上です。

○議長(柳澤 潔) 黒岩消防長。

[消防長 黒岩 亨登壇]

○消防長(黒岩 亨) 佐久広域連合消防本部の業務につきまして、ご質問に順次お答えいたします。

初めに、1、消防職員の状況についてお答えします。

ご承知のとおり、近年消防職員の出勤内容につきましては、火災出動はもとより、新型コロナウイルス感染症などの救急対応や、圏域内の岩山などのクライミング中の墜落救助事案など、多様化をしております。

ご質問の、ア、時間外勤務の現状と推移は、についてでございますが、職員の時間外勤務には、主に火災や救急救助などの災害出動に対するもの、各種の訓練や研修会、会議、そのほか出初め式等の式典参加などが該当いたします。

平成30年度から令和2年度までの3年間、これを比較いたしますと、職員全体の時間外勤務は平成30年度では2万8,572時間、令和元年度では2万9,606時間、令和2年度では2万4,241時間となっており、令和2年度は例年に比べ4,000時間と、極端に少なくなっております。

これは、新型コロナウイルス感染症拡大が懸念されている中、医療機関への受診控えや外出自粛等の影響で、救急要請事案が大きく減少したこと、また訓練や様々な大会、研修会などが中止や延期になったことが要因であります。

令和3年度の救急件数につきましては、元に戻った感がありますけれども、依然として研修会や

会議等は縮小や中止となっている傾向がございます。

いずれにいたしましても、いつ何どき、どのような事案が発生しても即座に対応できるよう、準備をしております。

次に、イ、研修や資格習得についての保障は十分か、とのご質問にお答えいたします。

職員は、業務を遂行するに当たり、様々な研修の受講や資格の習得をしております。こうした場合の費用につきましては、公費で賄い、業務への必要性や各種研修内容を精査して出向させております。

具体的には、消防大学校や県消防学校での専門課程への入校や、大型自動車の運転免許や船舶操縦免許、あるいは玉掛け技能やクレーン操作の免許などが取れます。この研修や資格習得の人選につきましては、本人の希望調査を行い、所属長の推薦を受け、各署の状況や人員を鑑み、消防本部において最終決定をしております。

今後におきましても、適切で公平な観点からも、より多くの職員が習得できるよう努めてまいります。

続いて、職員数の現状と充足率の認識は、とのご質問にお答えいたします。

佐久広域連合の管轄面積は1571.18平方キロメートルと、これは香川県ほどの面積で、圏域住民は約20万人でございます。

現在、当消防本部は、1本部、7消防署、1分遣所に241名の職員体制で日々業務を遂行しております。条例定数は251名でありますので、充足率は96%でございます。

こうした中、最小のコストで最大の効果を得るため、様々な方策を行っております。一例といたしましては、今まで各署で行ってございました119番の受信業務を消防本部一括で行うことにより、指令業務の効率化が図られ、署を超えた出動が迅速、また的確に行えるようになったこと、また、平成29年に軽井沢町で起きました大型観光バス横転事故を受け、本部に指揮課を設置し、出動部隊の統括と隊員の安全確保を図るとともに、効果的な消防活動を遂行するなどしております。

今後におきましては、県内外の消防行政が行っております国の出先機関であります、一般財団法人消防防災科学センターへ、管轄区域や署の適正な人員配置の調査などを依頼するなどして、その結果を基に構成市町村の皆様方と協議させていただきながら、さらなる消防業務の向上に努めてまいります。

続いて、2の消防職員の安全についてのご質問のア、防火衣更新に対する国のガイドラインはどのようなものなのか、またイ、佐久広域連合消防本部の防火衣更新に対する考え方は、についてお答えいたします。

防火衣とは、火災現場で活動をする際に装着をする手袋や靴、ヘルメットを含めた装備一式の被服になります。国では、建物の建築様式の変化に合わせて、平成23年から見直しが始まり、安全性や耐久性、機能性等を考慮したISO規格を基礎とした新基準を平成29年に改定いたしました。

これを受けまして、当消防本部では、更新についての検討を行いました。防火衣は1着約25万円、全職員分の更新整備には5,000万円以上の経費が必要とすること、また平成29年からは車両更新計画に基づきまして、多くの車両の更新をすること、令和3年度には指令センターの大規模な修繕などを行うことを考慮する中で、更新するに当たっての財源は構成市町村の分担金によるものでありますことから、その平準化も考慮し、令和4年度から令和6年度の3年間で約200着を更新していきたいと考えております。

いずれにしましても、圏域住民が安心して安全な暮らしを守るには、消防職員の装備の整えも重要ですので、今後も計画的に整備してまいりたいと考えております。

○議長（柳澤 潔） 柳田連合長。

〔広域連合長 柳田清二登壇〕

○連合長（柳田清二） 私からは、2の小諸養護学校の整備についてのご質問のうち、（1）のアイについてお答えをし、ウの今後の課題につきましては事務局長よりお答えをしております。

初めに（1）佐久広域連合としての位置づけについてのうち、ア、これまでとこれからについて、お答えいたします。

小諸養護学校の建設に当たりましては、昭和60年に当時の小諸市、佐久市、南佐久郡、北佐久郡の手をつなぐ親の会より、佐久圏域への養護学校建設の陳情書が提出され、当時の佐久地域広域行政事務組合の重要課題と位置づけ、佐久地区県立養護学校建設促進連絡協議会を組織し、建設候補地の選定や、当時上田養護学校へ通学していた54名の生徒に加え、小諸市と旧臼田町の分教室に通学する生徒に対応する施設規模などが検討されてまいりました。

その後、佐久市内3か所、旧浅科村内1か所、小諸市内1か所の計5か所の候補地案が出される中、長野県教育委員会を交えての協議が重ねられ、現在地であります小諸市に建設が決定され、昭和63年10月には設置認可を得て、平成元年4月1日に開校の運びとなりました。

開設当初の定員は100名規模を想定し建設されましたが、その後、児童生徒数は増加の一途をたどり、本校内にプレハブ教室の設置やトイレを増設するなどの対策が講じられてきましたが、狭隘化の解消には至らない状況にありました。

今回、昨年9月に文部科学省より示されました、特別支援学校設置基準を基に、教室の増設などに向けた予算化がされたことは、大変喜ばしいと感じています。今後につきましても、学習環境の充実など、状況を見守りながら、小諸養護学校と連携を図ってまいりたいと考えています。

次に、イの整備方針が進んだ要因の分析について、お答えいたします。

整備方針が進んだ要因につきましては、先ほど申し上げました特別支援学校設置基準が、昨年9月、文部科学省より示されたことが大きな要因になったものと考えています。

また、これまで小諸養護学校PTAや佐久地区PTA連合会などによる継続した要望が行われたこと、さらには昨年11月の佐久広域連合組織市町村長などによる学校見学会の実施、加えて南佐

久町村会による通学支援の要望書の提出など、佐久地域が一体となって教育環境整備などの要望を行ってきた熱意が、県教育委員会へ伝わったものと思われます。

佐久広域連合として、正副連合長の皆様にお声がけをして、実際に現場に行くことになったわけですけれども、私なりの問題意識を申し上げさせていただくと、田中康夫知事時代、稲荷山養護学校というのが、大変な豪華な木造の施設整備がなされました。このことは、基本設計についてはRCで決定したんです。それは公表されていました。それを木造に、知事の一声で変わっていくんですけれども、その中での県議会の議論としては、稲荷山養護学校はそれもそうですし、立派なものですから、それもそれでいいかもしれない。ただ、一番格差が生じてはいけない政策分野において、これだけの格差をつくってしまったことについて、どういうふうを考えていくんだという議論の中で、計画的にことを進めていくという説明が県議会はされている、知事からは。

しかしながら、そのことは結果的にはなされてこなかった結果がありました。今の県教委の予算配分を見ると、ずっと高等学校の施設整備をしてきていないですよ。だから、耐震化についてもクロスにして基礎を根本からやり直すわけじゃなくて、暫定的な対応をしています。

それを、小諸商業などは一緒にやると。その段階で施設整備をしっかりやる。佐久においては、野沢北、野沢南が、それが統合されるまでは着手したいと。それは整備がいたらかかっていく、そういう方針でしたので、このまま進んでいくと、高等学校のほうに教育費がかかり、境が出てしまう。

その中では、今この高等学校の着手していく少し前に、この特別支援学校についての整備をきちんとしておいてもらわないと、どんどん先送りにされるんじゃないかという危機がありました。

でも、結果的には、市町村長の皆様と一緒にやってきたことも大きな要因とは思いますが、結果的に県、実は3月14日に御礼に県教育委員会に参りましたところ、ご説明をいただいたのは、知事、そしてまた教育長に、この時期を逸してはいけないんじゃないかという思いで、かなり財政当局ともやりあって、それを予算確保に結びつけた、こういうふうには伺っています。

そういった中で、ご案内と思いますけれども、図らずもこの質問の直前、原山教育長ご逝去という形でありまして、原山さん自身に本当に御礼を申し上げたいという思いで、3月14日に参りましたけれども、前の日も当初は県議のほうで教育長、ご出席いただけるという形でしたけれども、急遽その場所に立ち会えなかったということは、大変心残りではありますけれども、原山教育長のご英断があつての今回の特別支援学校、小諸だけじゃないですけど、大変大きな一歩を踏み出すことがなされたんじゃないかなと思います。

謹んでお悔やみを申し上げながら、特別支援学校関連の予算化、大変大きな時代の分かれ目を機に、生まれ変わるんじゃないかと思っております。私からは以上です。

○議長（柳澤 潔） 小林事務局長。

〔事務局長 小林 聖登壇〕

○事務局長（小林 聖） 私からは、小諸養護学校の整備についてのご質問のうち、ウの今後の課題と広域連合としての関わり方について、お答えさせていただきます。

全国的にも少子化傾向が進む中、特別支援学校の児童生徒数は増加傾向にあります。今年度、小諸養護学校で学ぶ児童生徒は219名を数える中、長野県教育委員会により、建物については、普通教室8教室、特別教室が1教室の計9教室と、トイレ整備も計画され、さらにICT環境整備に向けた電子黒板の導入についても予算化がされました。

また、通学支援につきましては、通学区の広さに対応するため、新たに南牧村役場を発着地とする通学用のバス1台が増車することなどが計画されておまして、南佐久方面から通学される児童生徒の保護者負担につきましても、今後大きく改善されていくものと期待しているところでございます。

次に、専攻科の設立についてでございますが、特別支援学校設置基準によりますと、特別支援学校高等部の学科は、普通教育を主とする学科と専門教育を主とする学科に分かれています。現在のところ、高等部修了後の専攻科についての動きにつきましては、全国的にも進んでいない状況にあるとお聞きしておりますが、国・県の動向などにも今後注視してまいります。

いずれにいたしましても、佐久広域連合といたしましては、今後における児童生徒数の推移や、教育環境の変化等につきまして、関係者の声に耳を傾けながら、小諸養護学校との連携を図るなど、丁寧な対応を行いながら、課題解決に向けて、行政として後押しをしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柳澤 潔） 8番、内藤議員。

○8番（内藤祐子） 画期的なことも含めて、いろいろ答弁いただきました。原山教育長の訃報については、本当にショックでしたが、県がいろいろな動きにご貢献いただいたこと、心から感謝申し上げます。哀悼の意をささげたいと思っています。

確認していきたいと思えます。消防のほうでお伺いしたいんですが、先ほど充足率96%というふうに口頭でいただいたのですが、例えば、令和2年3月18日、消防庁から出された消防施設整備計画実態調査、これ全国の消防署の実態調査が出されているんですが、その中の数字を見ると、佐久広域連合消防本部については、ポンプ、はしご、化学消防、救急、その他施設整備については100%なんです。消防職員については、この中では64%という数字が出ているんですけども、この96%というのは合算した充足率ということなんですか。それとも、消防職員についてということなんですか。その違いが分からないので、教えていただきたいんですけども。

○議長（柳澤 潔） 黒岩消防長。

〔消防長 黒岩 亨登壇〕

○消防長（黒岩 亨） ただいまのご質問にお答えいたしますが、誠に申し訳ございません。手元に資料がございませんで、正確なお答えはできませんが、96%というのはあくまでも私どもで出し

ました、定数251名に対しまして現在の職員が241名だという数字でございます。

○議長（柳澤 潔） 8番、内藤議員。

○8番（内藤祐子） 私も、この資料を見ただけなので、本当のところはまだ確認できませんので、今後いろいろ私も勉強したいと思いますが、この中では算定数が378となっているので、この辺の押さえ方が多分違うと思うんですけども、それでも100%を目指していくということでは、どこも一緒だと思うんです。

そういう意味では、県のほうの資料を見ても、佐久消防署の中は非常に若い人が多いという傾向があることはつかめました。統計でいっても一番若いんです。いろんな事情がここの間のところであつたと思うんですけども、そういう意味では今後消防職員を増やしていくということの中には、定年延長とかそういうことも含めた形で増やしていくようなことも検討はしているんですか。別に答えられなければいいですが。

○議長（柳澤 潔） 黒岩消防長。

〔消防長 黒岩 亨登壇〕

○消防長（黒岩 亨） ただいまの定年延長の件でございますけども、現在のところ、はっきりとした情報を持っておりません。

今後、構成市町村の皆様と協議をしながら、進めてまいりたいと考えています。

○議長（柳澤 潔） 8番、内藤議員。

○8番（内藤祐子） 分かりました。

年齢的にもいろんなところが高齢化しているという中で、この消防署の件に関しては、平均年齢が令和2年4月現在の統計で34.9歳と、本当に若い人を中心にこの消防業務を担っているんだなというのを痛感しました。

逆にそれを考えると、先ほど言われた研修とかそういう位置づけというのはすごく大きくなっているんじゃないかと思うんですが、先ほどもここもいろいろな状況を判断し、個人のいろんな要求も含めてやっていくというお話でしたけども、相対的に見て、ほかの消防署よりもこの研修には力を入れているという認識でよろしいんですか。

○議長（柳澤 潔） 黒岩消防長。

〔消防長 黒岩 亨登壇〕

○消防長（黒岩 亨） ただいまの研修に対する考え方についてですけども、他の消防本部につきましては、正確なところは分かりませんが、各消防本部それぞれ研修については力を入れているのではないかと考えております。

○議長（柳澤 潔） 8番、内藤議員。

○8番（内藤祐子） 佐久に限ったことではありませんけども、本当に大変な命を担う業務ですので、量、質ともに充実させていってほしいと心から願っています。

防火服のことについて確認したいと思います。

3年計画でということ、莫大な経費がかかるので、気持ちとしては命に係わるので、ぜひ一気に更新してほしいという思いはあるんですが、なかなか難しい部分もあるので、可能な限り早く実行していただきたいというふうに思います。

あと1点、ガイドラインについてお伺いしたいと思います。国から出されているガイドラインについては、各消防本部は地域特性、消防戦術等を考慮し、ガイドラインを参考とし、個人防火装備の使用について検討を行う必要があるという書き方をされてるんです。だから、ガイドラインを遵守しなさいというのはもちろん前提であって、それぞれの地域に応じて、さらにプラスアルファしなさいというふうに読み取れるのですが、その辺のガイドラインの解釈の仕方というか、捉え方、これからも多分いろんな技術も進んでいく中で、ガイドラインも更新されていくんじゃないかと思うんですが、その辺、ガイドラインの位置づけについては、これは一応規則にあることで、プラスで考えていきますよということよろしいですか。

○議長（柳澤 潔） 黒岩消防長。

〔消防長 黒岩 亨登壇〕

○消防長（黒岩 亨） ただいまのガイドラインの考え方についてでございますけども、国からプラスというお話がございましたが、プラスもあればマイナスもあるのではないかと考えております。以上です。

○議長（柳澤 潔） 8番、内藤議員。

○8番（内藤祐子） いろんなところにガイドラインが出てきますけども、その把握の仕方というのは一定の基準です。そこに、先ほどの答弁にもありましたけども、この辺の地域特性がほかと違った部分というのは、範囲が広いとか、いろいろな意味合いを含めてだと思えます。そういう意味では、ぜひ私たちが分かるように、ぜひ説明していただければと思うんですけども、ここに必要なものはこういうものなんだ、こういう条件があるから、さらにガイドラインにプラスして、こういう部分を機能強化したんだみたいなことも、いろいろ提示していただければ、この地域特性についてもよく理解が深まるのかなと思いますので、今後もぜひよろしくお伺いしたいと思います。

小諸養護のことについて、お伺いしたいと思います。

特別支援学校設置基準が制定されたことは本当に画期的なことだったなというふうに思っています。ただ、その施策の後押しになってきたことも確かだし、そこに県の姿勢がしっかりあったということが、今確認されたのはよかったなと思っています。

文科省2019年度全国教室不足調査というのが行われましたけども、全国の支援学校の教室不足数が実に7,221教室、物すごい状況が全国で起きているというのが確認できました。

今後の整備については、小諸養護学校に限らず、今回の整備にとどまらず、まずは最低限の基準を今回示されたということだと思えます。この設置基準というのが、私、読んでいったら非常に

引っかかったのが、既存校は適用外だというか、憂慮するという形の規定になってるんです。そこにすごく心配があったんですけども、今回それを全部クリアとは言いませんけども、それを後押しして、一定の整備が県としてなされたというのは、県の姿勢としては非常に画期的だったなというふうに思います。

なもので、次に続けても、この設置基準が全て県内の養護学校に適用されるかということ、そこに懸念があるんです。だから、そういう意味では、この設置基準をきちんと遵守するような、既存校に対して適用するような形でのこれからの県への働きかけとか、そういう部分を、今回はすごい一歩どころか10歩ぐらい前進したんですけども、継続して県へ働きかけていくということが姿勢として検知されるということでもよろしいですか。

○議長（柳澤 潔） 菊原福祉課長。

〔福祉課長 菊原秀浩登壇〕

○福祉課長（菊原秀浩） 先ほどの質問にお答えいたします。

今後についてですけれども、やはり設置基準自体はかなり懸念されるようなこともあろうかと思っておりますけれども、やはり県の動向等についてはPTAの声などを聞きながら対応していければと考えておりますので、また専攻科の課題についてご説明申し上げますけれども、長野県内では松本盲学校に、1校のみ専攻科が設置されているところでございます。

なかなか知的障害を抱える特別支援学校には、専攻科は設置はされていないというのが状況であります。全国的にもわずか9校、うち公立が1校というような状況の中で、小諸養護学校も、国といたしましては知的というものでありますから、なかなか県の動向も見ながら、もう一歩でも進めていければと考えております。よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（柳澤 潔） 8番、内藤議員。

○8番（内藤祐子） 専攻科については、まだまだ遅れているのは十分承知の上ですし、そういう要求が多分これから育っていくんだろうなというふうに感じています。

長野県の特別支援学校整備基本方針というのが昨年3月に出されています。この中には、もちろん各圏域に知的障害の養護学校、これはもう既にできていますから、それにどうプラスしていくかといったときに、例えば盲学校のサテライトを知的障害の支援学校にサテライトを設置していくというような方針も、一応方向として出されているんです。そう考えると、ひょっとしたら小諸養護学校に盲学校のサテライトができる、そこに専攻科もプラスするというのも、実際には可能性としては出てくるんじゃないかと思ってるんです。

そういう意味では、私、一番今回のことについては小諸養護学校について、この広域の中でしっかりと要求を出され、こうした成果もあり、課題共有できたということがすごく大きな成果だと思っています。

今後、課題も山ほどある中、しかもこの圏域の中では小諸の端っこにあるんです。いろいろ考え

ると、南佐久のほうにもさらに何らかの充実策が必要になってくるんじゃないというふうに思っています。

課題は、これからさらに明確になっていくと思いますので、ぜひ今後についても継続してさらなる充実について、ぜひ広域連合の中で位置づけて発展させていってほしいと、それについても私たちもぜひバックアップしていきたいなという思いも込めて、今回の私の質問を終わらせていただきたいと思います。以上です。

○議長（柳澤 潔） 内藤議員の質問は以上で終結いたしました。

これをもって、一般質問は終結いたします。

◎日程第5 議案質疑・討論・採決

○議長（柳澤 潔） 日程第5、これより議案の質疑を行います。

初めに、議案第1号 佐久広域連合公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第1号の質疑を終結いたします。

次に、議案第2号 令和3年度佐久広域連合一般会計補正予算（第4号）についての質疑を行います。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） 質疑なしと認めます。

よって、議案第2号の質疑を終結いたします。

次に、議案第3号 令和3年度佐久広域消防特別会計補正予算（第4号）についての質疑を行います。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第3号の質疑を終結いたします。

次に、議案第4号 令和3年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第4号の質疑を終結いたします。

次に、議案第5号 令和3年度佐久広域救護施設特別会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第5号の質疑を終結いたします。

次に、議案第6号 令和4年度佐久広域連合一般会計予算についての質疑を行います。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第6号の質疑を終結いたします。

次に、議案第7号 令和4年度佐久広域消防特別会計予算についての質疑を行います。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第7号の質疑を終結いたします。

次に、議案第8号 令和4年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計予算についての質疑を行います。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第8号の質疑を終結いたします。

次に、議案第9号 令和4年度佐久広域救護施設特別会計予算についての質疑を行います。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第9号の質疑を終結いたします。

◎日程第6 議案委員会付託

○議長（柳澤 潔） 日程第6、議案の委員会付託を行います。

付託委員会につきましては、議会運営委員会でご協議願っておりますので、議案付託表のとおり

付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに決しました。

ここで、委員会審査のため休憩いたします。

再開は、委員会審査終了次第といたします。

暫時休憩いたします。

（午後 2時53分）

○議長（柳澤 潔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 4時13分）

◎日程第7 付託議案の委員長報告

○議長（柳澤 潔） 日程第7、付託議案の委員長報告を行います。

初めに、総務委員会に付託した議案について、総務委員長から報告願います。

総務委員会、清水委員長。

〔総務委員長 清水喜久男登壇〕

○総務委員長（清水喜久男） 本定例会において、当委員会に付託されました議案について、その審査の結果をご報告申し上げます。

議員各位のお手元に配付されております委員会審査報告書にもありますとおり、議案第1号 佐久広域連合公平委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について、審査結果、原案可決。

議案第2号 令和3年度佐久広域連合一般会計補正予算（第4号）について中、所管事項について、審査結果、原案可決。

議案第3号 令和3年度佐久広域消防特別会計補正予算（第4号）について、審査結果、原案可決。

議案第6号 令和4年度佐久広域連合一般会計予算について中、所管事項について、審査結果、原案可決。

議案第7号 令和4年度佐久消防特別会計予算について、審査結果、原案可決。

なお、いずれの議案も全会一致により原案可決と決しました。

以上で総務委員長報告を終わります。

○議長（柳澤 潔） 議案第1号から議案第3号まで及び議案第6号、議案第7号を一括議題として、これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） これをもって質疑を終結いたします。

〔総務委員長 清水喜久男降壇〕

○議長（柳澤 潔） なお、議案第2号、議案第6号につきましては、各常任委員会委員長報告終了後、討論、採決をいたしますので、ご承知願います。

これより、議案第1号、議案第3号及び議案第7号について討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、議案第1号 佐久広域連合公平委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

総務委員長の報告は原案可決であります。

本案は、総務委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第3号 令和3年度佐久広域消防特別会計補正予算（第4号）についてを採決いたします。

総務委員長の報告は原案可決であります。

本案は、総務委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第7号 令和4年度佐久広域消防特別会計予算についてを採決いたします。

総務委員長の報告は原案可決であります。

本案は、総務委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、経済建設保健衛生委員会に付託した議案について、経済建設保健衛生委員長から報告願います。

経済建設保健衛生委員会、有坂委員長。

〔経済建設保健衛生委員長 有坂辰六登壇〕

○**経済建設保健衛生委員長（有坂辰六）** 本定例会において、当委員会に付託されました議案について、審査の結果をご報告申し上げます。

お手元に配付されております委員会審査報告書にもありますように、議案第2号 令和3年度佐久広域連合一般会計補正予算（第4号）について中、所管事項について、当委員会は原案可決するものと決しました。

次に、議案第6号 令和4年度佐久広域連合一般会計予算について中、所管事項について、当委員会は原案可決するものと決しました。

なお、いずれの議案も全会一致であったことを申し添えます。

以上で報告を終わります。

○**議長（柳澤 潔）** 議案第2号及び議案第6号の2件を一括議題として、これより質疑に入ります。順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○**議長（柳澤 潔）** これをもって質疑を終結いたします。

〔経済建設保健衛生委員長 有坂辰六降壇〕

○**議長（柳澤 潔）** 次に、社会文教委員会に付託した議案について、社会文教委員長から報告願います。

社会文教委員会、神津委員長。

〔社会文教委員長 神津 正登壇〕

○**社会文教委員長（神津 正）** 当委員会に付託されました議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則110条の規定により報告いたします。

議案第2号 令和3年度佐久広域連合一般会計補正予算（第4号）について中、所管事項について、審査結果は原案可決と決しました。

議案第4号 令和3年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）については、審査結果は原案可決と決しました。

議案第5号 令和3年度佐久広域救護施設特別会計補正予算（第3号）については、審査結果、原案可決と決しました。

議案第6号 令和4年度佐久広域連合一般会計補正予算について中、所管事項については、審査結果、原案可決と決しました。

議案第8号 令和4年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計予算について、審査結果は原案可決と決しました。

議案第9号 令和4年度佐久広域救護施設特別会計予算については、審査結果、原案可決と決し

ました。

なお、いずれの議案も全会一致により原案可決でありました。

以上で、社会文教委員長報告を終わります。

○議長（柳澤 潔） 議案第2号、議案第4号から議案第6号、議案第8号及び議案第9号の6件を一括議題として、これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

〔社会文教委員長 神津 正降壇〕

○議長（柳澤 潔） これより、議案第4号、議案第5号、議案第8号及び議案第9号について討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、議案第4号 令和3年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

社会文教委員長の報告は原案可決でありました。

本案は、社会文教委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は社会文教委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号 令和3年度佐久広域救護施設特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

社会文教委員長の報告は原案可決でありました。

本案は、社会文教委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は社会文教委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号 令和4年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計予算についてを採決いたします。

社会文教委員長の報告は原案可決であります。

本案は、社会文教委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は社会文教委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号 令和4年度佐久広域救護施設特別会計予算についてを採決いたします。

社会文教委員長の報告は原案可決であります。

本案は、社会文教委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は社会文教委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第2号 令和3年度佐久広域連合一般会計補正予算（第4号）についての討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議案第2号 令和3年度佐久広域連合一般会計補正予算（第4号）についてを採決いたします。

各常任委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、各常任委員長の報告のとおり決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は各常任委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号 令和4年度佐久広域連合一般会計予算についての討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議案第6号 令和4年度佐久広域連合一般会計予算についてを採決いたします。

各常任委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、各常任委員長の報告のとおり決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は各常任委員長報告のとおり可決されました。

以上で、各常任委員会の付託議案は終了いたしました。

◎日程第8 決議書案上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柳澤 潔） 日程第8、決議書案第1号について、提出者から提案理由の説明を求めます。
総務委員会、清水委員長。

〔総務委員長 清水喜久男登壇〕

○総務委員長（清水喜久男） 総務委員長の清水です。

決議案第1号 佐久広域連合気候非常事態宣言を行うことに関する決議につきまして、総務委員会の総意により提案したものでございます。

それでは、お手元の議案つづり、決議案1の16ページにあります案文を朗読することにより提案理由に代えさせていただきます。

佐久広域連合気候非常事態宣言を行うことに関する決議。

近年、我が国を含め世界各地で記録的な猛暑や局地的な集中豪雨などの異常気象が頻発し、自然環境や人間社会に甚大な被害をもたらしている。

それらの異常気象は、地球温暖化が進むことにより更に増加していくことが予想される。

また、地球温暖化の原因は、人間活動によるものであることに疑う余地がないとも言われており、二酸化炭素等の温室効果ガス排出量の削減は、世界的に喫緊の課題である。

比較的災害が少ないと言われていた佐久地域においても、令和元年東日本台風（台風19号）は甚大な被害をもたらしたが、気温及び海面水温の上昇により、このような気象災害の増加が予想され、気候変動の脅威に直面していることから、早急に対応していく必要がある。

よって、本広域連合においても、気候非常事態宣言を本広域連合議会と共に行い、将来の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す取組を、住民、事業者及び行政が一体となって推進していくことを求める。

以上決議する。

以上でございます。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（柳澤 潔） これより、質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） これをもって、質疑を終結いたします。

〔総務委員長 清水喜久男降壇〕

○議長（柳澤 潔） これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、ここで採決したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ご異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

決議案第1号 佐久広域連合気候非常事態宣言を行うことに関する決議は、原案のとおり決定することで賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（柳澤 潔） ありがとうございます。

全員が賛成、起立総意であります。

したがって、決議案第1号 佐久広域連合気候非常事態宣言を行うことに関する決議は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 決議案第2号

○議長（柳澤 潔） ここで、土屋副議長より決議案第2号が提出されておりますので、これを日程に追加し、議題といたします。

日程第9、決議書案第2号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

土屋副議長。

[副議長 土屋好生登壇]

○副議長（土屋好生） 副議長の土屋好生でございます。

決議案第2号 ロシアによるウクライナ侵攻を非難する決議につきましては、一日も早く平和的な解決がなされることを願い、広域連合議員総意により提案するものでございます。

それでは、お手元に配付いたしました決議案の案文を朗読することにより、提案理由に代えさせていただきます。

ロシアによるウクライナ侵攻を非難する決議について。

2022年2月に始まった、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、国際社会の平和と秩序、生命及び安全を脅かす行為であり、断じて容認することはできない。

佐久広域連合議会は、ロシアによる武力攻撃やウクライナへの主権侵害に抗議するとともに、世界の恒久平和の実現に向け、一日も早く平和的に解決することを強く求める。

また、政府におかれては、邦人の確実な保護や我が国へのあらゆる影響対策について万全を尽くされるよう、強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月31日、佐久広域連合議会。

以上であります。

議員各位の皆様のご賛同をお願いします。

○議長（柳澤 潔） これより、質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） これをもって、質疑を終結いたします。

〔副議長 土屋好生降壇〕

○議長（柳澤 潔） これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、ここで採決したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ご異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

決議案第2号 ロシアによるウクライナ侵攻を非難する決議は、原案のとおり決定することで賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（柳澤 潔） 起立総意であります。

したがって、決議案第2号 ロシアによるウクライナ侵攻を非難する決議は、原案のとおり可決されました。

ここで、事務局長から発言を求められておりますので、これを許します。

小林事務局長。

〔事務局長 小林 聖登壇〕

○事務局長（小林 聖） お時間をいただきまして、令和3年度予算の専決処分につきまして、お願いをさせていただきます。

一般会計及び3特別会計につきまして、年度末の事業費等の確定に伴います、精算的な補正が必要となりますことから、専決処分を行うことにつきまして、議員の皆様のご理解を賜りたいと存じます。

以上でございますが、宜しくお願い申し上げます。

○議長（柳澤 潔） さようご承知願います。

〔事務局長 小林 聖降壇〕

◎日程第10 閉会宣告

○議長（柳澤 潔） 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

これをもって、令和4年佐久広域連合議会第1回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 4時35分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

佐久広域連合

議 会 議 長 柳 澤 潔

署 名 議 員 田 邊 久 夫

署 名 議 員 吉 川 友 子